

市立の小学校・中学校・特別支援学校等の教職員制度に係るさまざまな権限が道府県から政令指定都市に移譲され、教職員の給与等についても、従来の道府県に代わって政令指定都市が負担することになりました。

この財源措置として、平成30年度の個人市県民税より、政令指定都市に住所を有する方の所得割の税率が、右表のように変更になります。

※税率が変更になっても、個人市県民税額の合計は原則変わりません。

これに伴い、所得証明書(課税証明書・非課税証明書)については、上段に変更後の税率で算出した税額を、下段に参考として変更前の税率で算出した税額を、2段書きで記載する様式に変更となります。

	税率	
	平成29年度まで	平成30年度から
県民税	4%	▲2% → 2%
市民税	6%	+2% → 8%
合計	10%	増減なし → 10%

※分離課税等に係る税率割合や、税額控除等の割合についても、県民税2：市民税8の割合になります。

※退職所得の分離課税に係る所得割の税率については、当分の間、現行どおり県民税4：市民税6の割合となります。

【新様式の所得証明書】

参考に変更前の税率で算出した税額を記載します。

証 明 書							
住所						氏名	
平成30年度 市 県 民 税	市 民 税		県 民 税		年 税 額	記 事	
	所 得 割	均 等 割	所 得 割	均 等 割			
	円	円	円	円	円		
【参考】 税 源 移 譲 前 市 県 民 税	円	円	円	円	円	【参考】税源移譲前市県民税は、政令指定都市以外の所得割の標準税率等に基づいた税額である。	